

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	国立環境研究所

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 生態系フィールドⅡ(実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。</p> <p>○ 上記資産の国庫納付は、現物による納付を行うこととしている。</p> <p>○ 保有施設等については、コンプライアンスの視点を含め管理状態、利用状況等を点検し、管理の是正や不要資産の処分を行っている。平成22年度においては、研究の終了した所外バイオモニタリング施設の撤去を行うとともに、霞ヶ浦の水質等の調査船のうち不要となったもの2艘の売却を行った。</p> <p>○ 知的財産については、当研究所では、特許の他、環境標準資料や有用環境微生物等の成果有体物等、種々のものを保有している。特に特許については、活用の可能性の有無等の精選方法を明確化し、精選したものを出願、維持していくための具体的な手続き等を既存の規程に追加・改定を行う方向で検討している。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京事務所の廃止などにより経費削減を実施している。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>地方支所、職員宿舎については該当なし。本部事務所その他の資産については、必要最小限のものにしている。なお、不要資産については、上記1に記載したとおりである。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約の見直し等については、監事及び有識者によって構成する「契約監視委員会」の点検・見直しの下で、一般競争等への移行を進めるとともに、平成23年度から「参加者確認公募方式」による調達手続の導入、一般競争において一者応札となった事案の入札辞退者へのヒアリングを実施している。研究開発法人の特性として、特殊な研究機材の調達など随意契約によらなければならない場合があり、平成22年度の随意契約の金額が全体に占める比率は、43.5%である。また、平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)での検討結果を踏まえた取組を行っていく。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 環境省及び法人(契約監視委員会)において、法人が締結した契約についての改善状況をフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、環境省及び法人のホームページで公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>○ 一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公開については、今後、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付事務連絡)に基づく対応を行うこととしている。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 左記の閣議決定を関連法人に説明し、公表資料を基本に可能な範囲での説明を要請することとする。この要請段階からその後の精査等に至る対応について、監事や契約監視委員会委員等の専門家の意見を聞きつつ、検討する。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 近隣の独立行政法人との事務用品などの共同調達等をできる方法がないか検討を進める。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 過度の仕様要件を設定しないこと、内容に応じた適切かつ効率的な調達方式を選択すること、価格調査に当たり他の研究機関における納入実績等を把握するなど幅広い情報収集を行う取組を進めている。また、平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れたが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組に着手する。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 公共サービス改革基本方針の別表には掲げられていないが、引き続き、調達の効率化等による経費の削減を図る。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)も踏まえ、「随意契約等見直し計画(平成22年4月)」に基づく随意契約等の見直し、一者応札・一者応募の見直し等に係る取組を進め、経費の削減等を図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 本法人は国に準拠した給与制度をとっており、給与水準は国家公務員と同等の水準となっている。なお、事務・技術系職員については、22年度は人事交流等により一時的に100を上回ったが、過去より100前後で推移している。研究職員については、常勤職員が増員できない中、研究の質や量を高めるようにしており、その役割に応じた処遇を行っていることにより100を上回っているが、引き続き適正な給与水準を維持していく。</p> <p>以上とおり、23年度以降においても、22年度同水準(事務・技術職員102.5、研究職員104.0)を維持するものとし、国の制度に留意し、国に準拠した給与制度をとっていく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の検証をした上で総務大臣に報告している。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役員報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き業績反映のさせ方、改定内容、個別の支給額を公表することとしている。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査、環境省独立行政法人評価委員会において、給与水準の適正化に係る取組状況(ラスパイレス指数、給与制度等)について評価を実施しているところであり、引き続き、監事監査及び独立行政法人評価委員会による評価を実施していく。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 平成23年度からの第3期中期目標期間における一般管理費及び事業費に係る具体的な効率化目標については、中期計画において、運営費交付金に係る業務費(特定業務に係るものは除く。)のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指すという目標を定めている。このためにも、第2期中期目標期間において11あった研究実施部門を第3期中期目標期間では8つにするとともに、上記1のとおり不要資産の処分を行っている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 事務にかかる経費については、例えば、研究所から職員への口座振り込みは、振り込み手数料を最少限度にするために、地元銀行と交渉し、手数料減免措置を講じた銀行を振り込みに使うことを職員に推奨している。国際的な研究活動において内外から高い評価を得た者や研究所の活動の発展に多大な貢献をした者等に対して授与するNIES賞の副賞については、22年度より廃止した。職員の海外出張費については、従来よりエコノミークラスの利用を行っている。 ○ 職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしており、国家公務員に無い手当は支給していない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 中期目標期間における業務内容と一体のものとして、運営費交付金については、人件費は政府の削減方針に基づくこと、特定業務に係る業務費は当該年度に必要な経費を積算して計上すること、その他の業務費は上記の削減率により毎年度の削減を進めていくことを、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールで明記している。各年度の運営費交付金を受けた予算執行段階においては、年度計画及び個別の研究課題ごとの研究計画を、研究内容やスケジュールの妥当性を精査しつつ作成し、外部の専門家の評価・助言も受けつつ、計画的な執行を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 他の組織から独立した組織(監査室)を設置し、内部監査業務を実施している。平成22年度においては、科学研究費補助金及び循環型社会形成推進科学研究費補助金関係をはじめとする8項目について監査を行っている。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 引き続き、競争的な外部資金の獲得のため、所内で申請内容を精査し研究提案力の強化を図るとともに、研究成果の広報等を通じて民間受託、寄附等の拡大を図る。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 特許権について、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して保有する特許権を精選し、活用を図る。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 研究業務については、8つの研究センターをカバーする16名の外部専門家を評価者とする外部評価委員会を設置し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に基づき各センターの研究活動全般について評価いただき、評価結果を研究の進め方等に反映してよりよい成果が得られるようにする外部評価の仕組みを設けている。また、その評価結果と当研究所の対応方針については、委員にお答えするとともにホームページで公表するなど、透明化を図っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 新たな中期計画に基づき、引き続き、外部研究評価の結果を研究活動に適切に反映させるとともに、評価結果と当研究所の対応方針を公表するなど、国民への説明責任を果たす。

環境省	国立環境研究所
-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	研究事業① 重点研究プログラム	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。	2a	新たな中期計画に基づき、国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能を更に強化する。 このため、新たに研究連携部門を設置して審議役を置くなど、国内外の関係機関との連携強化のための体制を整備したところ。なお、森林総合研究所とは昨年12月に双方の理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議した。これを踏まえ、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、定期的な会合を持つなど連携強化を図っている。
02	研究事業② 基盤的な調査・研究活動		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。	2a	新たな中期計画に基づき、国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能を更に強化する。 このため、新たに研究連携部門を設置して審議役を置くなど、国内外の関係機関との連携強化のための体制を整備したところ。なお、有害物質動態の解明と予測モデルに係る研究開発等については、他独法や大学の研究実施状況や成果に係る情報を把握した上で、その成果を活用しつつ効果的・効率的な研究の実施に努めている。
03	研究事業③ 知的研究基盤の整備		23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資材のコスト縮減に資するよう効率的・効果的に取り組む。	2a	新たな中期計画に基づき、国際的な協調を意識しながら所内外の長期環境モニタリング事業と連携を図りつつ試料の収集、保存に努めるとともに、保存試料から環境情報を読み出すための計測手法の開発や応用、新たな保存試料、保存技術の検討などを通じて、少ない保存試料からより多くの情報が得られるように、試料としての価値を更に高め、活用を図っていく。
04	環境情報の収集・整理・提供に関する業務	情報提供の効率化	23年度から実施	刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。	2a	刊行物については、ホームページの活用を進めることとし、発行部数の削減を図るとともに、研究情報誌などの刊行物の充実に努める。そのほか、インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて、環境研究の専門的知識を持たない人にも理解しやすい言葉で、研究活動や研究成果についての正確な発信を行うように努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
05	不要資産の国庫返納	生態系研究フィールドⅡ(実験ほ場)	27年度以降実施	生態系研究フィールドⅡ(実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	3	新たな中期計画に基づき、生態系フィールドⅡ(実験ほ場)については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	2a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を開始したところ。東日本大震災のため進捗が遅れたが、平成23年度中を目途に、ベストプラクティスの抽出・実行を含め、合理的な調達の実現に向けた取組に着手する。
07	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	2a	研究業務については、8つの研究センターをカバーする16名の外部専門家を評価者とする外部評価委員会を設置し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に基づき各センターの研究活動全般について評価いただき、評価結果を研究の進め方等に反映してよりよい成果が得られるようにする外部評価の仕組みを設けている。また、その評価結果と当研究所の対応方針については、委員にお答えするとともにホームページで公表するなど、透明化を図っている。
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。	2a	新たな中期計画に基づき、競争的な外部資金の獲得のため、所内で申請内容を精査し研究提案力の強化を図るとともに、研究成果の広報等を通じて民間受託等の増加を図る。
09	内部統制の強化	コンプライアンス委員会の設置等	22年度から実施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成22年9月)に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。	2a	コンプライアンス基本方針(平成22年9月8日)に基づきコンプライアンス委員会運営要領(平成22年10月6日)を制定の上、同委員会を設置し、コンプライアンス体制を構築した。同委員会においては、まず、所内のコンプライアンス体制を確認するとともに、国立公園内において研究・観測のための工作物の設置等に必要となる許可申請手続きを確実にを行うためチェックシートを作成し所内に周知するなど、改めて法令等に基づく手続きの適正を確保する措置を講じた。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	環境再生保全機構

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○利益剰余金等については、従前から不断の見直しを行っているところであり、財政投融资資金への償還財源等業務上必要不可欠なものに限定されている。</p> <p>○所有している施設(職員宿舎)については、国庫納付する方向で調整を開始したが、東日本大震災の被災者の避難先に登録したため中断している。</p> <p>○所有している施設(職員宿舎)については、国庫納付する方向で調整を開始したが、東日本大震災の被災者の避難先に登録したため中断している。</p> <p>○特許保有件数は6件あるが、これは旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において、各課題が終了した際、受託者が出願費用を負担して特許を出願したため権利が発生したものである。(権利維持費用も全て受託者が負担している。)</p> <p>現在のところ、その特許が直ちに収益化する見込みはないが、将来における収益化の可能性を随時確認しているところである。</p> <p>なお、当該特許権は、平成28年度中までに全て期間満了となる。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○外部会議室利用に際してのコスト等を検討するとともに、平成25年度末までに廃止予定である大阪支部からの業務の引き継ぎ等を勘案しつつ、事務所面積の縮減について検討することとしている。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>○本部事務所については、外部会議室利用に際してのコスト等を検討するとともに、平成25年度末までに廃止予定である大阪支部からの業務の引き継ぎ等を勘案しつつ、事務所面積の縮減について検討することとしている。</p> <p>○大阪支部については平成25年度に廃止する。</p> <p>○職員宿舎については、国庫納付する方向で調整を開始したが、東日本大震災の被災者の避難先に登録したため中断している。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○独立行政法人通則法に基づき指定された監査人との契約等、真にやむを得ないものとして契約監視委員会において点検及び確認したものを除き、原則として競争性のある契約(企画競争・公募を含む)に付している。また一者応札、一者応募となった案件については、契約監視委員会において点検及び確認したほか、仕様書等を受領した業者で応札しなかった業者に対して、応札しなかった理由の聴取を行う等の事後点検を行い、入札条件の改善を図ったところ、一者応札、一者応募の案件が減少した。</p> <p>平成22年度の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 647,550,339円(91.9%)、競争性のない随意契約 57,158,750円(8.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 93件(94.9%)、競争性のない随意契約 5件(5.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○環境省及び法人(契約監視委員会)において、法人が締結した契約についての改善状況をフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、環境省及び法人のホームページで公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○左記の情報について、事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長)に倣い、入札公告等(HPでの公表、入札説明書)への記載準備などの取り組みについて検討している。</p> <p>なお、当法人においては、独立行政法人会計基準に基づき情報開示すべき関連法人はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○関連法人はない。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 主務省及び近隣の法人と情報交換をするなど、共同調達について検討する。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	—
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 基本方針の別表に掲げられた公害健康被害補償業務における徴収業務の事務委託については、既に官民競争入札を導入し、経費を削減している。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 23年4月にとりまとめられた、「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、競争性、透明性の確保を高めるため、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても、説明的責任を強化することにより、効率化や成果の向上等に取り組み、経費の削減等を図る。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ ア) 平成22年度においては、人事院勧告に上乘せして本俸の引き下げを行うとともに、管理職数を削減する等、給与水準の適正化に係る取組を以下のとおり実施した。 ・55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給 ・本俸基準表の水準を0.3%～0.5%引下げ(国は平均0.1%引下げ)、 ・賞与支給割合を0.2月引下げ ・組織改正で課の数を減らし管理職数を2削減、 ・人事評価制度を活用し、賞与、昇給に法人の業績評価や職員の勤務成績の反映する給与体系に見直し等の給与水準の適正化に係る取り組みを実施した。 平成23年度は、業務の見直し等に併せて、管理職数の削減に努める等の措置を講ずることにより、平成23年度の対国家公務員指数を概ね112程度とする。 平成18年度の対国家公務員指数119.3について、平成23年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ イ) 法人における取組状況等を検証した上で総務大臣に報告したところである。 ウ) —
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 役員の報酬については、毎年6月末に個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 監事による監査において、人件費の削減についてチェックするとともに、機構の組織体制、人員構成、ラスパイレス指数の算定方法、業務管理・人事評価方法、昇格等について総務課からヒアリングを実施し、給与水準の適正化に関するこれまでの取組及び今後実施する措置について厳格なチェックを行っている。 また、環境省独立行政法人評価委員会においても、給与水準の適正化に係る取組状況等を踏まえた評価を実施しているところである。

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○一般管理費については、中期目標・中期計画において前中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%の削減目標を設定している。 具体的には毎年度の予算について3%削減することとし、中期計画最終年度までに目標を達成することとしている。 ○事業費については、中期目標・中期計画において前中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%の削減目標を設定している。 具体的には毎年度の予算について1%削減することとし、中期計画最終年度までに目標を達成することとしている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○平成22年度までに国家公務員に準じて、法定外福利厚生費、給与振込み経費、海外出張旅費など以下の見直しを行った。 ・法定外福利費については、食事券の交付、職員旅行補助及び福利厚生代行サービスのレクリエーション経費は平成21年度で廃止 ・海外出張費については支度金を廃止 ・給与振込経費の削減 ・職員の諸手当について、国家公務員に無い手当は支給していない ・健康保険料の負担割合について、平成23年4月より労使折半</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○補償給付費納付金については、予算の編成段階で国(環境省)において患者数等の各種統計データにより推計し、単価等については他制度(健康保険法、賃金構造基本統計調査報告等)の給付水準の動向を考慮し、合理的に経費が積算されることとなっている。補償業務における一人当たりの補償額は政令等で決まっている。なお、一般管理費等を積算する際、業者見積もりを聴取したうえで単価や価格を適用するなどの見直しを行い、透明化・合理化に努めている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○内部監査をより一層的確に実施するため、監査専任職員を配置した。 組織のコンプライアンスの確保については、従前から外部委員を含めたコンプライアンス推進委員会を設けるなど、積極的に取り組んできたところであるが、より一層の充実を図るため、平成23年3月に内部統制基本方針を策定し、理事長を委員長とするリスク管理委員会を新たに設けた。リスク管理委員会では、従前から認識している法令等に基づく業務の実施に関するリスクに加え、業務遂行における実務上のリスクも対象にする等の見直しを行った。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>—</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○民間からの寄付金が見込める地球環境基金については、古本のリサイクル企業と共同で古本による募金方法を導入するなど、募金者の利便性を高め、自己収入の拡大を図っているところである。(平成22年度の寄付額:81,794千円)</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>—</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 公害健康被害予防事業で実施する調査研究について、外部有識者から成る公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から事業計画を評価し採択している。
○ 地球環境基金事業における民間団体が行う環境保全活動の助成対象について、外部有識者から成る地球環境基金助成専門委員会において専門的立場から調査審議し採択している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 公害健康被害予防事業で実施した調査研究について、公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から実施内容を評価し、次年度以降の事業計画へ反映させている。評価結果は各評価委員の指摘事項等を評価対象ごとに整理し、研究成果とともにホームページ上で公表している。
○ 地球環境基金事業における助成事業については、地球環境基金評価専門委員会において民間団体が行う環境保全に係る助成対象活動に対して専門的立場から評価をし、次年度以降の募集要領及び審査方針へ反映させている。評価結果は概要をホームページ上で公表している。

環境省	環境再生保全機構
-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01	公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 委託商工会議所担当者に対し、納付義務者に対する適正な申告に向けた指導方法を習得する研修会を開催した。 納付義務者に対し、全国147商工会議所101会場において、公害健康被害補償制度、申告書等の記載方法やオンライン申告の手続き等について説明するとともに、特にオンライン申告の利便性を中心に、効果的な指導、説明を行った。 その結果、オンライン申告については、平成22年度は37.9%（平成21年度、29.9%）に増加するなど納付義務者等の事務処理の効率化を図ることができた。また、申告額に係る収納率については、99%以上を維持した。
02	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	<p>『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。 	2a	<p>「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。</p> <p>公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。</p> <p>「そらプロジェクト」の調査結果や、平成22年度に実施した地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、事業内容にその結果を適切に反映するため、患者団体や関連学会、地方自治体と意見を交換する場を設置する。そこでの議論を踏まえて、予防事業が、ぜん息等の発症予防や健康回復に直接つながり、より効果の高い事業になるように事業内容等の見直しを行う。将来的にも、患者のニーズや事業実施効果を事業に反映できるよう、見直しを継続的に実施する。</p> <p>なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、昨年度から実施を取りやめるなど、既に一部の事業の見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機構が直接実施する事業について <ul style="list-style-type: none"> ・エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。 ●地方公共団体が実施する事業への助成について <ul style="list-style-type: none"> ア. 最新規制適合車代替促進事業は廃止した。 イ. 地方公共団体への通知：平成22年8月4日 イ. 廃止した最新規制適合車代替促進事業以外の事業については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。 ・健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業については、事業の実施効果を把握するために実施したアンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 ・大気浄化植樹事業については、国立環境研究所の研究結果等により、樹木による大気浄化能力が確認されている。 ・医療機器等整備事業については、ぜん息等の診断・治療のために不可欠な検査機器を対象としており、ぜん息患者の健康回復に必要不可欠である。 ●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定、交付要綱を改正し地方公共団体へ周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への通知：平成23年3月28日 ●ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、ぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体（公害地域再生センターなど5団体）、関連学会（日本アレルギー学会など3団体）の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋市など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。ヒアリングの結果把握されたニーズについては、今後の事業の見直しに反映させることとしている。
		事業実施効果の的確な把握	22年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。	1a	<p>医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。</p> <p>平成22年度調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認された。</p> <p>なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。</p>
03	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。	2a	<p>平成23年度募集案内の作成に当たり、環境政策上ニーズの高い地球温暖化防止などの活動に加え、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）のフォローアップに関連する活動や地球サミット20年の節目となる「環境と開発に関する国連会議（RIO+20）」に関連する活動を特に重点的に支援するとともに、活動が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を地球環境基金助成専門委員会で決定した。</p> <p>また、古本のリサイクル企業と共同で古本による募金方法を導入するなど、募金者の利便性を高め自己収入の拡大を図っている。</p>
04	PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。	2a	<p>環境省では、平成23年度及び平成24年度を中小企業者が保管するPCB廃棄物の早期処理に向けた重点取組期間とすることとし、国、都道府県・政令市及びPCB廃棄物の処理を行っている日本環境安全事業株式会社が連携して中小企業者が保管するPCB廃棄物の早期処理の推進を図るため、都道府県・政令市及び日本環境安全事業株式会社に対して協力要請を行ったところである（平成23年2月17日）。</p> <p>機構としても、環境省の施策を踏まえ、PCB廃棄物処理が加速することを見込み、平成23年度の年度計画においてポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費を増額計上するなど、本業務を適正に実施することとしている。</p>
05	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。	2a	<p>本積立金について、積立者に運用利息等の通知を行うとともに、安全性の確保を優先した運用を図るなどにより適正な管理を行っている。</p> <p>【参考】平成21年度実績：平成22年4月に通知、平成22年度実績：平成23年4月に通知</p>

06	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。	3	組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成22年7月にも業務の実態に合わせて石綿健康被害救済部の組織の見直しを実施している。 また、組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。 機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。
07	承継業務（旧環境事業団から承継した貸付事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービスへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。	2a	機構直轄で管理している債権については、随時現地調査を行うなど債権者の状況についての的確に把握している。また、サービスへの委託債権については、サービスから回収状況を的確に把握するなど委託債権の状況に応じた打ち合わせを行い、回収方針に齟齬が生じないよう緊密な連携をとることによって、効率的な債権管理を実施し、弁済による回収額の増大に努めている。 【参考】平成22年度末における正常債権以外の債権額349億円（平成21年度末382億円）

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
08	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。	2a	・戸塚宿舎に入居していた職員は、平成23年3月末までに全員が退居した。 ・戸塚宿舎を不要資産の国庫納付することについて環境省等関係者と調整を開始していたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者の避難先に登録したため作業を一時的に中断している。
09	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。	3	外部会議室利用に際してのコスト等を検討するとともに、平成25年度末までに廃止予定である大阪支部からの業務の引き継ぎ等を勘案しつつ、事務所面積の縮減について検討する。
10		大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。	2a	
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げ取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	以下の取組みを実施した。 ・本俸基準表の水準を0.3%～0.5%引き下げ（人事院勧告は行政職俸給表（一）（40歳台以上0.1%）及び指定職俸給表（0.2%）を引き下げ） ・課の統合により管理職を2削減した（平成22年8月、平成23年4月）
12	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。	2a	各事業における運用業務の一元化について検討を開始した。

<表の見方>

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」及び「具体的内容」の欄は、基本方針の当該欄の記述を転記した。

○「措置状況」の欄は、9月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理した。

1a・・・実施期限までに実施済み

1b・・・実施期限よりも遅れたが、9月1日時点では実施済み

2a・・・実施中

2b・・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・・その他(実施時期が未到来)

※ 実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示す。

○「措置内容・理由等」の欄は、9月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載した。